

第2章 宅地造成許可申請手続き

法の規定による宅地造成に関する工事の許可の申請にあたっては、宅地造成等規制法施行令（昭和37年1月30日政令第16号。以下、「令」という。）、宅地造成等規制法施行規則（昭和37年2月20日建設省令第3号。以下、「省令」という。）、宅地造成に関する工事の許可の基準及び手続きに関する条例（平成18年3月28日横須賀市条例第29号。以下、「条例」という。）および宅地造成等規制法等取扱規則（平成13年3月30日横須賀市規則第65号。以下、「取扱規則」という。）に基づき、この手引きにより手続きをしてください。

1 許可申請（法第8条、省令第4条、取扱規則第2条～第9条）

申請書類及び添付図書は、正、副2部提出してください。

(1) 宅地造成に関する工事の許可申請書の記入について
(P9記入例1、P10記入例2参照)

① 造成主住所氏名 (電話番号まで記入してください。)

② 設計者住所氏名 ()
設計者の資格を必要とする場合○印を記入してください。
(例)

2 設計者住所氏名 ○	
-------------	--

③ 工事施行者住所氏名 (電話番号まで記入してください。)

④ 宅地の所在及び地番は、数字はアラビア数字とし、ハイフンや一部は使用せず、例のとおり記入してください。

例 横須賀市野比1丁目234番5 ほか 3筆

⑨ 「ほか」は、ひらがな表示としてください。

⑤ 宅地の面積

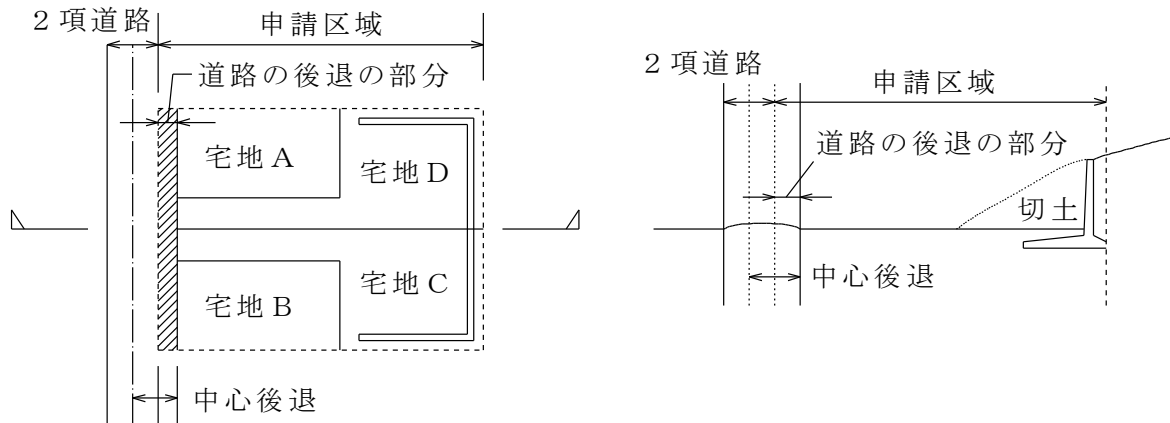
宅地の面積とは申請区域の面積で、工事にかかわる切土又は盛土を行う部分と土地利用を行う部分の総面積となります。

(図2-1参照) 具体的には以下の面積を含みます。

- ・建築確認を受けようとする建築敷地
- ・道路の位置の指定を受けようとする道路部分

ただし、防災目的で工事をする場合は、その工事にかかわる切土又は盛土を行う部分の面積となります。

図 2-1



⑥ 切土又は盛土をする土地の面積

工事にかかわる切土又は盛土を行う部分の面積となります。
求積図を添付してください。

⑦ その他必要な事項

宅地造成に関する工事を施行することについて、他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続きの状況を記入してください。

他の関係法令等

- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく許可
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく許可
- ・神奈川県風致地区条例に基づく許可
- ・農地法に基づく転用許可、転用届
- ・その他関連するもの

正

宅地造成に関する工事の許可申請書 記入例 1

宅地造成等規制法第8条第1項本文の規定による許可を申請します。 平成 ○年 ○月 ○日 (あて先) 横須賀市長		※ 手数料欄			
申請者 氏 名		横須賀 太郎 ㊟			
1 造成主住所氏名	横須賀市○町△丁目□番◇号 横須賀 太郎 (電) ○○-○○○○				
2 設計者住所氏名	横須賀市△町□丁目◇番○号 ○○ ○○ (電) ○○-○○○○				
3 工事施行者住所氏名	横須賀市○町△丁目□番◇号 △△ △△ (電) ○○-○○○○				
4 宅地の所在及び地番	横須賀市◇町○丁目△番□ ほか◇筆				
5 宅地の面積	411.18 平方メートル				
工 事 の 概 要	イ 切土又は盛土をする土地の面積	333.55 平方メートル			
	ロ 切土又は盛土の土量	切 土	140.35 立方メートル		
		盛 土	127.80 立方メートル		
	ハ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
		I ~ III	鉄筋コンクリート造	1.5~3.0 メートル	27.50 メートル
		IV ~ V	間知ブロック練積み造	2.0~4.0 メートル	18.00 メートル
	ニ 排 水 施 設	番 号	種 類	内 法 寸 法	延 長
		① ~ ⑦	U字溝	18センチメートル	27.50 メートル
		⑧ ~ ⑭	U字溝	24センチメートル	41.00 メートル
		イ, ロ	集水マス	50×40	2か所
ホ 崖面の保護の方法	(切土 45° 以下・張芝、盛土 30° 以下・筋芝)				
ヘ 工事中の危害防止のための措置	〔①豪雨時等緊急事態に対する方法 ③資材搬入等に伴う安全対策〕 ②山留等仮設の防災対策				
ト その他の措置	(工事施行方法等 特に注意が必要なもの)				
チ 工事着手予定年月日	(許可後 ○日以内) 年 月 日				
リ 工事完了予定年月日	(着手後 ○か月以内) ○年 ○月 ○日				
ヌ 工程の概要	準備工○日、土工事○日、擁壁工○日、排水工○日、付帯工○日				
7 その他必要な事項	(急傾斜地行為許可申請中)				
※ 受付欄	※ 決裁欄	※ 許可に当たって付した条件	※ 許可番号欄		
年 月 日			年 月 日		
第 号			第 号		
係員印			係員印		

副

宅地造成に関する工事の許可通知書 記入例 2

※ 許 可 通 知 欄	この申請書及び添付図面に記載の宅地造成に関する工事については、下記の条件を附して許可しましたので通知します。				
	許可番号	第	号		
	年	月	日		
	横須賀市長			㊟	
	条 件				
1	造成主住所氏名	横須賀市〇町△丁目□番◇号 横須賀 太郎 (電) 〇〇-〇〇〇〇			
2	設計者住所氏名	横須賀市△町□丁目◇番〇号 〇〇 〇〇 (電) 〇〇-〇〇〇〇			
3	工事施行者住所氏名	横須賀市〇町△丁目□番◇号 △△ △△ (電) 〇〇-〇〇〇〇			
4	宅地の所在及び地番	横須賀市◇町〇丁目△番□ ほか◇筆			
5	宅地の面積	411.18 平方メートル			
工 事 の 概 要	イ 切土又は盛土をする土地の面積	333.55 平方メートル			
	ロ 切土又は盛土の土量	切 土	140.35 立方メートル		
		盛 土	127.80 立方メートル		
	ハ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
		I ~ III	鉄筋コンクリート造	1.5~3.0 メートル	27.50 メートル
		IV ~ V	間知ブロック練積み造	2.0~4.0 メートル	18.00 メートル
	ニ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
		① ~ ⑦	U字溝	18センチメートル	27.50 メートル
		⑧ ~ ⑭	U字溝	24センチメートル	41.00 メートル
		イ, ロ	集水マス	50×40	2か所
ホ 崖面の保護の方法	(切土 45° 以下・張芝、盛土 30° 以下・筋芝)				
ヘ 工事中の危害防止のための措置	〔 ①豪雨時等緊急事態に対する方法 ③資材搬入等に伴う安全対策 ②山留等仮設の防災対策 〕				
ト その他の措置	(工事施行方法等 特に注意が必要なもの)				
チ 工事着手予定年月日	(許可後 ○日以内) 年 月 日				
リ 工事完了予定年月日	(着手後 ○か月以内) ○年 ○月 ○日				
ヌ 工程の概要	準備工○日、土工事○日、擁壁工○日、排水工○日、付帯工○日				
7	その他必要な事項	(急傾斜地行為許可申請中)			
[注意]					
1. 本申請に係る宅地造成に関する工事が都市計画法（昭和 43 年 100 号法律第）第 29 条第 1 項又は第 2 項の開発許可を要するものである場合には、開発許可を受けることにより宅地造成等規制法第 8 条第 1 項本文の許可は不要となります。					
2. ※印のある欄は記入しないで下さい。					
3. 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、○印を付し、かつ、資格を有することを証明するに足る資料を本申請書に添付して下さい。					
4. 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出て下さい。					
5. 7 欄は、宅地造成に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入して下さい。					
6. 申請者、造成主、設計者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。					
7. 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記入を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。					

(2) 申請に必要な書類

項 目	内 容 及 び 添 付 書 類	摘 要
1 宅地造成に関する工事の許可申請書(正)(副)(別記様式第二)	<ul style="list-style-type: none"> ・造成主、設計者、工事施行者の住所・氏名は、すべて記入 ・宅地の所在及び地番：代表地番ほか○筆 ・宅地の面積：実測値を記載 ・その他必要な事項：急傾斜など他法令を記入 	
2 委任状(参考一1)	<ul style="list-style-type: none"> ・委任事項、委任者住所・氏名を明記 	<ul style="list-style-type: none"> ・手続きを委任する場合に添付 ・委任の範囲は、許可申請から検査済み受領までとしてください。(別添参考様式参照)
3 造成主の資力に関する申告書(第1号様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・法人：登記事項証明書、前年度の法人税及び事業税の納税証明書を添付 ・個人：履歴書又は住民票、前年度の所得税の納税証明書を添付 ・預金残高証明書、融資証明書その他の工事を完遂するための資金能力があることを証する書類を添付 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人税：国税(その1・納税額等証明用) ・事業税：県税(法人事業税) ・所得税(その1・納税証明書)
4 工事施行者の能力に関する申告書(第2号様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の法人税及び事業税の納税通知書を添付 ・建設業法の登録：登録を証する書面を添付 ・登記事項証明書を添付 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人税：国税(その1・納税額等証明用) ・事業税：県税(法人事業税)
5 施工計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・工事概要：工事名、工事場所、工期、発注者、請負者、工事内容(用途、戸数、面積、造成計画等)明記 ・計画工程表：ネットワーク、バーチャート等 ・現場組織表：現場組織編成、命令系統、業務分担等明記 ・施工方法：工法、手順、仮設計画等明記 ・緊急時の体制：災害発生時に対する体制及び連絡系統明記 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工方法は、特に仮設土留め、仮排水等について十分に検討したうえで記載すること。
6 設計者の資格に関する申告書(第3号様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・設計者の資格を有していることを証する書類(登録免許証等の写し、卒業証明書又は卒業証書の写し、実務経験を証明する書類等)添付 	<ul style="list-style-type: none"> ・実務経験は、建築・土木に関する経歴
7 土質調査報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・切土又は盛土をすることによって、当該切土又は盛土をした土地の区域に高さが5メートルを超えるがけを生じ、かつ、その区域から10メートル以内に建築物が存する工事の場合、又は建築基準法施行令93条ただし書きを適用しない場合に添付 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事に適する土質調査を行うこと
8 排水接続同意(参考一3)	<ul style="list-style-type: none"> ・民有施設に接続する場合に添付 	

※ 申請区域内に義務設置の擁壁以外の擁壁が計画されている場合は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとしてください。(ただし、令第14条の規定により、国土交通大臣が令第6条第1項第2号及び第7条から第10条までの規定による擁壁と構造材料及び構造方法が同等以上の効力があると認めるものについては、この限りでない。)

【取扱規則第9条関係】

(3) 申請に必要な図書

図面の種類・縮尺	明 示 す べ き 事 項	備 考
位 置 図 1 / 2 5 0 0	方位、申請区域 道路及び目標となる地物	申請区域赤色で着色
公 図 の 写 し 1 / 6 0 0	法務局備え付け公図写、方位、公道、水路、国有地（青地）を明記 申請区域内及び必要な部分の権利者の住所氏名、地目、地番、地籍を記入	公道 - 茶色、水路 - 水色、青地 - 黄 緑色で着色、申請区域境界線は赤色
求 積 図 1 / 2 5 0	申請区域及び宅地区画の面積 切土又は盛土をする土地の面積	申請区域の境界線は赤色 三斜求積を原則とする
地 形 図 (現 況 図) 1 / 2 5 0	方位、申請区域の境界線、申請区域周辺の地形、既存擁壁の明示 等高線（標高差1m）、仮BM（位置・高さ）	申請区域の境界線は赤色 凡例を明示
宅 地 の 平 面 図 (造 成 計 画 平 面 図) 1 / 2 5 0	方位、申請区域の境界線、切土・盛土をする土地の部分崖・法面・擁壁の位置、寸法等 土地利用計画の明示、区画の番号・計画高さ・面積・区画線、主要部分及び高低差の著しい部分の断面位置 都市計画道路の位置、2項道路の中心線及び後退線の位置・寸法 排水施設（切土又は盛土をする土地の部分に設置するものに限る。以下同じ。）及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（切土又は盛土をする土地の部分に設置するものに限る。）の位置	地形図をベースにする 申請区域の境界線は赤色 切土は黄色、盛土は赤色で表示 凡例を明示 断面図を作成した個所に断面図と照合できるように記号を付すこと。
宅 地 の 断 面 図 (造 成 計 画 断 面 図) 1 / 1 0 0	切土又は盛土をする前後の地盤面 段切りの位置	申請区域の境界線は赤色 切土－黄色 盛土－赤色 凡例を明示 高低差の著しい個所について作成すること。
給 水 及 び 排 水 施 設 の 平 面 図 (給 排 水 施 設 計 画 平 面 図) 1 / 2 5 0	方位、申請区域の境界線 給水施設の位置、形状、内法寸法 排水施設の位置・種類・材料・形状・内法寸法・勾配及び流水方向、吐口の位置及び放流先の名称及び形状寸法	申請区域の境界線は赤色 雨水－青色 汚水－茶色 凡例を明示
排 水 施 設 の 構 造 図 1 / 5 0	排水施設の種類・材料・寸法・断面及び構造	構造物ごとに作成
崖 面 の 断 面 図 1 / 5 0	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、排水施設の位置、形状 切土又は盛土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	凡例を明示
擁 壁 の 断 面 図 (擁 壁 の 構 造 図) 1 / 5 0	擁壁の寸法勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込コンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤及び背面の土質並びに基礎杭の位置、材料及び寸法 擁壁及び配筋の形状寸法、水抜き穴の位置・材料・内径	

図面の種類・縮尺	明 示 す べ き 事 項	備 考
擁壁の背面図 (擁壁の展開図) 1 / 5 0	擁壁の高さ、水抜き穴の位置材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法、擁壁の種類、根入れ深さ、延長、折れ点伸縮目地の位置、材料、寸法 宅地の平面図との照合記号	凡例を明示
擁壁等の構造 計 算 書	擁壁の概要、構造計画、安全照査・応力算定及び断面算定	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート擁壁を設置する場合
そ の 他 の 必 要 図 書	擁壁の配置計画平面図（RC 擁壁が錯綜する場合、2 段擁壁となる場合等）※ ¹ 造成区域取り付け道路・流末排水等が民地にかかる場合は当該権利者の同意書又は承諾書（使用・施行） 土質調査報告書、防災計画書（施工計画書）、流量計算書等	必要に応じて添付

- ※ 1. 擁壁の配置計画平面図は、造成計画平面図にて確認できない擁壁の不可視部分（基礎の底版部又は根入れ部等）に係る位置・配置を明記してください。
2. 図面の縮尺は参考とし、実情に合わせたものとしてください。
3. 方位については、各図面の上側を北に統一してください。
4. 申請区域内に地下車庫を計画している場合は、事前に下記の図書2部を提出してください。
- ・位置図
 - ・造成計画平面図
 - ・造成計画断面図
 - ・構造詳細図
 - ・構造計算書

(4) 申請に必要な手数料


手数料条例 (平成 12 年 3 月 29 日 横須賀市条例第 9 号)

①宅地造成に関する工事の許可申請 (法第 8 条)		
切土又は盛土をする土地の面積		申請手数料 (円)
500 平方メートル以内のもの		12,000
500 平方メートルを超え	1,000 平方メートル以内	21,000
1,000	2,000	31,000
2,000	5,000	47,000
5,000	10,000	67,000
10,000	20,000	110,000
20,000	40,000	170,000
40,000	70,000	250,000
70,000	100,000	340,000
100,000 平方メートルを超えるもの		420,000
②宅地造成に関する工事の変更許可申請 (法第 12 条)		
合算した額の最高限度		420,000
設計 変更	ア 宅地造成に関する設計の変更 (イのみに該当する場合を除く。) については、切土又は盛土をする土地の面積 (イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の切土又は盛土をする土地の面積) に応じ、①に規定する額に 10分の 1 を乗じて得た額	$A \times 1/10$
	イ 新たに切土又は盛土をする土地に係る法第 9 条に掲げる事項の変更については、新たに切土又は盛土をする土地の面積に応じ、①に規定する額	A

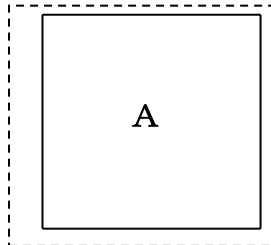
※宅地造成に関する工事の変更許可申請に係る手数料の算出方法については、次の「変更手数料 (算出例)」を参照してください。

変更手数料（算出例）

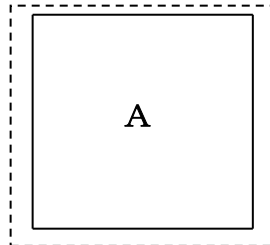
※切盛面積：切土又は盛土をする土地の面積

：申請区域（宅地の面積）

1. 新たな切盛面積及び切盛面積の縮小が生じない場合（面積変更なし）



当初切盛面積

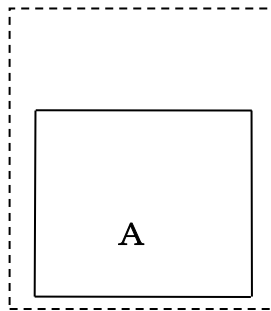


変更後切盛区域

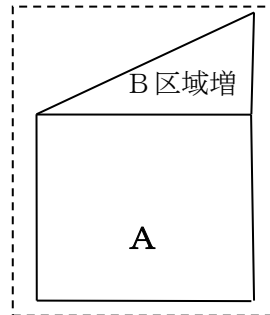
① 設計変更ありの場合

Aの切盛面積に応じた額×10分の1

2. 新たな切盛面積が生じる場合（面積変更あり）



当初切盛面積



変更後切盛面積

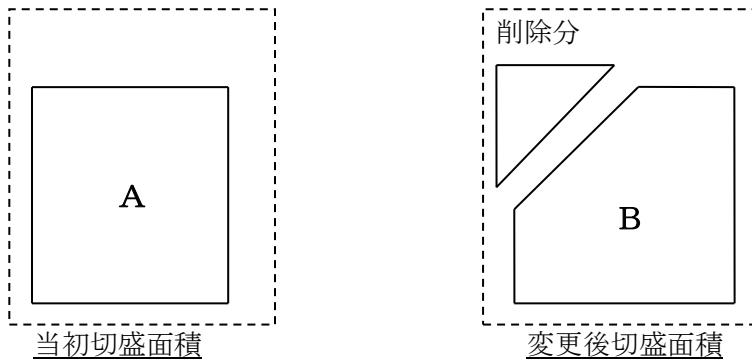
① Aの区域の設計変更ありの場合

Bの切盛面積に応じた額 + Aの切盛面積に応じた額×10分の1

② Aの区域の設計変更なしの場合

Bの切盛面積に応じた額

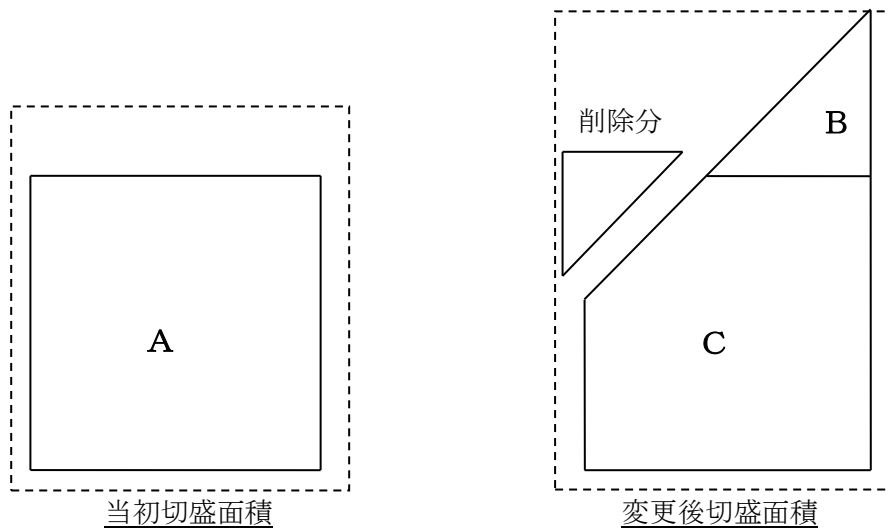
3. 切盛面積の縮小を伴う場合（面積変更あり）



① 設計変更ありの場合

Bの切盛面積に応じた額×10分の1

4. 新たな切盛面積の増加及び切盛面積の縮小を伴う場合



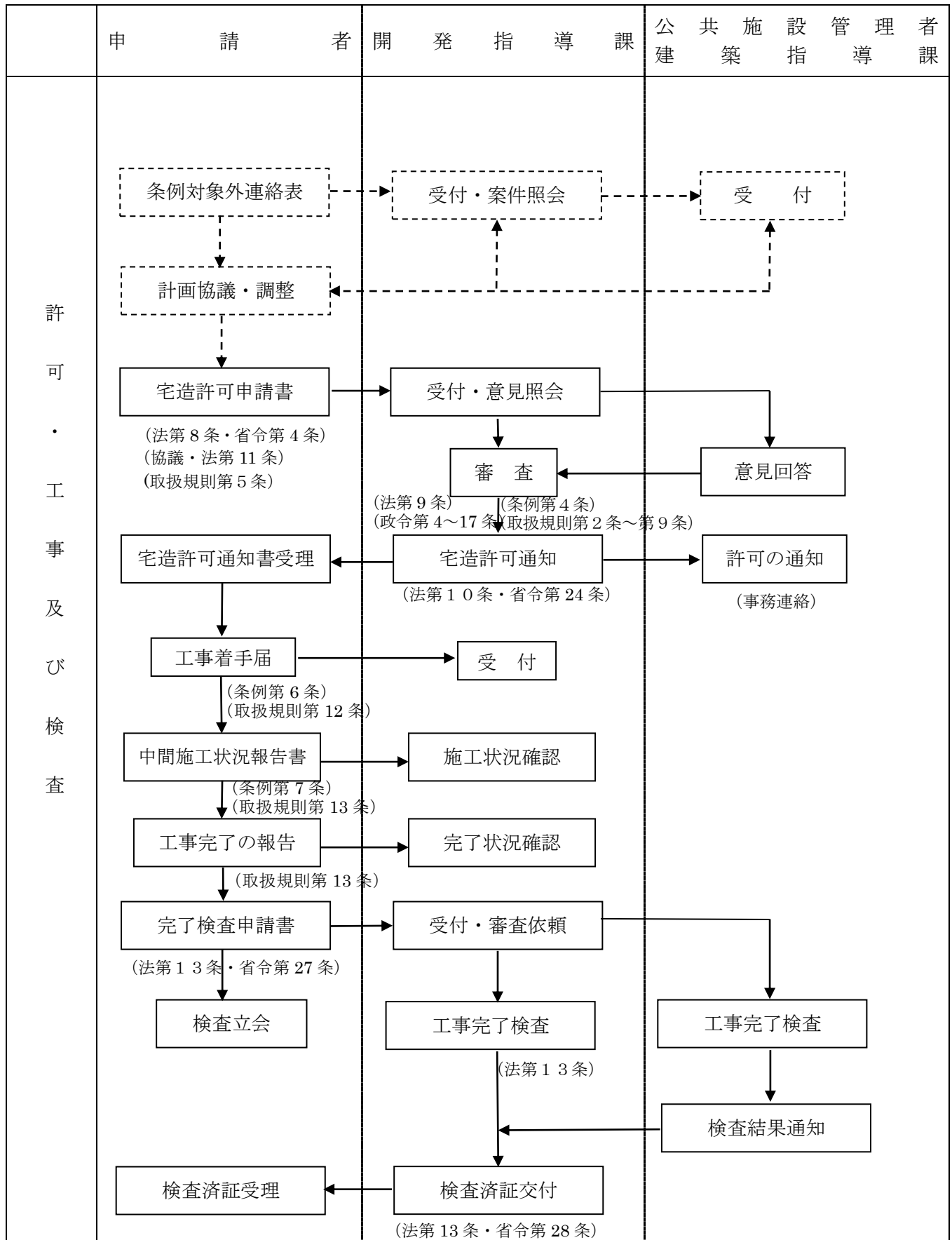
① Cの区域の設計変更ありの場合

Bの切盛面積に応じた額 + Cの切盛面積に応じた額×10分の1

② Cの区域の設計変更なしの場合

Bの切盛面積に応じた額

2 宅地造成許可事務の流れ



※破線枠内は、適正な土地利用の調整に関する条例対象外の場合に適用されます。

3 工事着手(条例第5条、第6条、第10条)

(1) 標識の掲示 (条例第10条、取扱規則第15条)

工事着手までに、その工事が宅地造成等規制法に基づく許可を受けていることを示す標識 (第9号様式) を工事現場の見やすい場所に設置し、その写真を提出してください。

(2) 工事着手届 (条例第5条、第6条、取扱規則第12条)

工事に着手しようとするときは、現場管理者及び工事管理者*を置き工事管理体制を整えらるとともに、当該工事に係る実施工程表を添えて工事着手届 (第6号様式) を提出してください。

ただし、令第3条第4号に規定する宅地造成を行おうとする場合は、実施工程表の添付を省略することができます。

*工事が設計図書のとおりに行われるように工事を管理する者 (条例第3条第2項)

4 施工状況の報告 (条例第7条、取扱規則第13条)

(1) 宅地造成に関する工事のうち、擁壁又は排水施設の設置工事について次に掲げる工程に達したときは、中間施工状況報告書 (第7号様式) により遅滞なく施工状況を報告してください。

- ① 仮排水工、仮設土留工、仮設道路工その他これらに類する作業が完了したとき。
- ② 鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は練積み造の擁壁を設置する場合にあっては、床掘りを完了し、基礎地盤の強度の確認をしたとき。
- ③ 練積み造の擁壁を設置する場合にあっては、下端部分の厚さの確認をしたとき。
- ④ 鉄筋コンクリート造の擁壁を設置する場合にあっては、底版部における主鉄筋の組立てが完了したとき。
- ⑤ 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合にあっては、コンクリート打設後に型枠を解体したとき。

(2) 前項の報告書には、前項各号に掲げる区分に応じ、次に掲げる図書を添付してください。

- ①については、仮設計画平面図及び完了写真
- ②については、積載試験等による支持地盤の強度確認報告書及び試験実施状況写真
- ③～⑤については、出来形管理図、検尺状況写真

(3) 宅地造成に関する工事が完了したときは、次の表の左欄に掲げる工事の種類に応じ当該右欄に掲げる報告事項について、その位置及び施行状況を明らかにした写真その他の資料による報告書を提出してください。

工事の種類	報告事項
擁壁工事	1 鉄筋コンクリート造の擁壁の基礎ぐいの耐力並びに基礎及び壁体の配筋 2 練積み造の擁壁の壁体の厚さ又は組積材及び裏込めコンクリートの厚さ 3 擁壁の水抜き穴及びその周辺
盛土工事	1 急傾斜面に盛土をする場合における盛土前の段切りその他の措置 2 埋設透水管の施設状況

5 完了検査（法第 13 条第 1 項、省令第 27 条）

宅地造成に関する工事が完了したときは、「宅地造成に関する工事の完了検査申請書」（別記様式第三）を提出し完了検査を受けてください。

なお、道路及び公共下水道管理者、建築指導課（道路の位置の指定、地下車庫）と同時に検査を要する場合は、位置図、平面図を必要部数提出してください。

6 検査済証の交付（法第 13 条第 2 項、省令第 28 条）

完了検査の結果、法第 9 条第 1 項の規定に適合していると認められた場合は、「宅地造成に関する工事の検査済証」（別記様式第四）が交付されます。

なお、申請区域は、検査済証が交付されてから土地利用を開始してください。

ただし、宅地造成に関する工事と建築工事が同時でなければ施行できない場合は、事前に開発指導課と相談してください。

7 変更の許可等（法第 12 条、省令第 25 条・第 26 条、条例第 8 条、取扱規則第 10 条・第 11 条）

（1）変更許可の申請（法第 12 条第 1 項、省令第 25 条、取扱規則第 10 条）

宅地造成に関する工事の計画の変更をしようとするときは、「宅地造成に関する工事の変更許可申請書」（第 4 号様式正本）及び「宅地造成に関する工事の変更許可通知書」（第 4 号様式副本）に、宅地造成に関する工事の許可の年月日及び許可番号、変更に係る事項、変更の理由について記載し、宅地造成に関する工事の許可申請書に添付した図書のうち、当該工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、提出してください。

ただし、当該工事の計画の変更が次項に掲げる「軽微な変更」に該当する場合は、前述の手続きは不要です。

（2）軽微な変更（法第 12 条第 2 項、条例第 8 条、省令第 26 条、取扱規則第 11 条）

宅地造成に関する工事の計画の変更のうち、次に掲げる事項に該当する場合は、「宅地造成工事変更届」（第 5 号様式）に宅地造成に関する工事の許可の年月日及び許可番号、宅地の所在及び地番、変更内容等について記載し、宅地造成に関する工事の許可申請書に添付した図書のうち、当該工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、提出してください。

① 造成主、設計者又は工事施行者の変更

② 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

③ 宅地造成に関する工事の技術的基準等（法第 9 条第 1 項）に係る審査を要しないもので、切土若しくは盛土の土量、擁壁の高さ又は排水施設の設置場所等の軽微な変更に係る添付図書の変更

8 取止又は取下（条例第 9 条、取扱規則第 14 条）

法第 8 条第 1 項の許可を受けた後に工事の計画を取り止めようとするときは取止届（第 8 号様式）を、同項の許可を受ける前に当該許可の申請を取り下げようとするときは取下届（第 8 号様式）を市長に提出してください。（2 部提出してください。）

9 申請等の様式

宅地造成に関する申請等の様式は、本市のホームページ「書式屋本舗」から書式をダウンロードして使用してください。

横須賀市のホームページアドレス → <http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/>

(申請等の様式一覧表)

様式名	名 称	内 容
様式第一	裁決申請書	法第7条第3項の規定により収用委員会に裁決を申請する時に提出する帳票
様式第二	宅地造成に関する工事の許可申請書(正)	宅地造成に関する工事の許可申請時に提出する帳票
	宅地造成に関する工事の許可通知書(副)	
様式第三	宅地造成に関する工事の完了検査申請書	工事を完了した時に提出する帳票
様式第四	宅地造成に関する工事の検査済証	完了検査の結果、法第9条第1項の規定に適合していると認めた場合に、市長が交付する帳票
様式第五	届出書	宅地造成工事規制区域の指定の際に宅地造成に関する工事を行っている場合に提出する帳票
様式第六	届出書	宅地造成工事規制区域内の宅地において、高さが2mをこえる擁壁又は雨水排水施設等の除却の工事を行おうとした時に提出する帳票
様式第七	届出書	宅地造成工事規制区域内において、宅地以外の土地を宅地に転用した時に提出する帳票
第1号様式	造成主の資力に関する申告書	宅地造成に関する工事の許可申請時に提出する帳票
第2号様式	工事施行者の能力に関する申告書	
第3号様式	設計者の資格に関する申告書	
第4号様式	宅地造成に関する工事の変更許可申請書(正本)	宅地造成に関する工事の変更許可申請時に提出する帳票
	宅地造成に関する工事の変更許可通知書(副本)	
第5号様式	宅地造成工事変更届	宅地造成に関する工事に軽微な変更があった時に提出する帳票
第6号様式	工事着手届	工事に着手した時に提出する帳票
第7号様式	中間施行状況報告書	工事が指定された工程に達した時に提出する帳票
第8号様式	宅地造成に関する工事の取下取止届	工事の取下取止があった時に提出する帳票
第9号様式	宅地造成等規制法による許可済の標識	工事に着手する時に設置する標識
第10号様式	身分証明書	法第6条第1項の規定する身分を示す証明書
第11号様式	宅地造成工事に関する証明書交付申請書	宅地造成工事に関する証明書交付申請時に提出する帳票
参考-1	委任状	宅地造成に関する工事の許可申請時に提出する帳票
参考-2	適正な土地利用の調整に関する条例対象外連絡表	適正な土地利用の調整に関する条例対象外の宅地造成に関する工事について、許可申請の前に提出する帳票
参考-3	排水接続同意書の写し	流末排水を民有施設に接続する場合に提出する帳票